

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年12月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800098号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800063号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年8月31日から同年9月1日まで

平成26年8月31日までA事業所に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。勤務していたことは間違いないので、請求期間を年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、C健康保険組合及びB社の回答により、請求者は、平成26年8月31日までA事業所に在籍していたことが認められる。

しかしながら、B社の事業主は、請求期間当時の給与の締め日は毎月20日、給与の支払日は当月25日、厚生年金保険料は翌月控除であり、平成26年8月21日から同年8月31日までの給与として63,600円、退職金として174,600円を平成26年9月に支払ったものの、当該給与からは厚生年金保険料を控除していない旨回答及び陳述しているところ、請求者は、平成26年9月12日にA事業所から238,200円の振込みがあった旨陳述しており、当該振込額は、上述の給与と退職金の合計額と一致する。

また、B社から提出された支給控除一覧表、同社が保管する請求者の雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)及びC健康保険組合の回答並びにオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づき計算した平成25年12月から平成26年7月までの厚生年金保険料と平成26年1月から同年8月までの健康保険料及び雇用保険料の合計額は、課税庁から提出された請求者に係る平成27年度の市県民税所得課税証明書の社会保険料と概ね金額が一致することから、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

さらに、B社から提出された平成26年9月の支給控除一覧表には請求者の名前がない上、請求者は、給与明細書等の資料を保管していないことから、請求期

間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。